

## 霧ヶ峰における募金制度の検討について

### 1 経過

霧ヶ峰自然環境保全協議会（通称「霧ヶ峰みらい協議会」）では、去る2月18日に『霧ヶ峰の今とみらい～霧ヶ峰再生のための基本計画～』が決定された。平成21年度はこの基本計画に基づき霧ヶ峰再生のための取組みが展開される。

霧ヶ峰の再生には、諏訪地域はもとより日本全国の多くの方々に参加していただく計画で、その計画のひとつとして利用者負担のあり方を検討する。

利用者負担のあり方のひとつとして霧ヶ峰の保全再生と施設の整備・修繕等に充てることを目的とした募金制度の設立を検討する。

### 2 検討方法

募金制度設立にあたり必要事項を検討するため、ワーキンググループを立ち上げ、必要事項を検討し、協議会の了解を得る。

ワーキンググループの人選や検討回数等については座長に一任する。

### 3 検討項目

募金制度の設立・運営にあたり予め検討が必要な以下の事項を検討する。

| 項 目       | 内 容 (案)   |
|-----------|---|
| 目 的       | 募金の実施目的<br>具体的な使用目的   |
| 必 要 性     | 霧ヶ峰における募金の必要性（募金を原資として行わなければいけないものがあるか等）                      |
| 規 程 の 整 備 | 募金を行うにあたり必要となる要綱等の整備<br>霧ヶ峰自然環境保全協議会規約の改正（監事及び会計に関する事項）       |
| 事 業 計 画   | 要綱等に基づき、募金を使用するため必要となる事業計画の検討<br>協議会への予算、決算等の報告方法             |
| 管 理 体 制   | 募金制度の所管団体及び事務局の設置<br>募金の管理方法<br>募金箱からの集金及び金額の確認方法             |
| 関係機関との調整  | 募金箱等を設置する所在地の市町村等との調整（条例による届け）<br>募金を原資に施設整備等実施する際の施設管理者等との協議 |
| そ の 他     | 一定額以上の募金（寄付金）を行ったものに対する寄付金控除の適用<br>検討について                     |

### 4 検討に要する期間

平成21年度中

### 5 募金制度の設立及び募金の開始時期

平成22年度以降